

産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会

趣旨

- 国や独立行政法人労働者健康福祉機構が行う産業保健を支援する事業（産業保健支援事業※）については、平成23年に検討会で効果的・効率的な実施について検討が行われ、支援内容により支援を分けずに総合的に支援すること、三つの事業の統括的運営等の必要性について報告書がとりまとめられた。
- 産業保健支援事業の今後の在り方について、産業保健の実態を踏まえてさらに検討を行うため、改めて検討会を開催。
- 6月中に報告書を取りまとめ、予算要求等に反映。

※①産業保健推進センター事業、②地域産業保健事業及び③メンタルヘルス対策支援事業。

検討事項

- (1) 産業保健支援事業の効果的・効率的な実施について
- (2) 産業保健支援事業の実施の体制について
- (3) その他

開催日程

- 第1回 平成25年4月22日(月)17:00-18:30
- 第2回 平成25年5月 9日(木)17:00-18:30
- 第3回 平成25年6月18日(火)10:00-12:00

参集者

- | | |
|-------|--|
| 相澤 好治 | 学校法人北里研究所常任理事（座長） |
| 栗林 正巳 | 日産自動車株式会社人事本部グローバル人財開発部安全健康管理室 シニアスタッフ |
| 土肥誠太郎 | 三井化学株式会社本社健康管理室長・統括産業医 |
| 中板 育美 | 公益社団法人日本看護協会常任理事 |
| 堀江 正知 | 学校法人産業医科大学産業生態科学研究所所長 |
| 道永 麻里 | 公益社団法人日本医師会常任理事 |
| 向澤 茂 | 日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局部長 |
| 諸岡 信裕 | 医療法人白帆会小川南病院理事長・院長 |

（50音順：敬称略）

報告書の主なポイント

1 課題

- 労働者数50人未満の小規模事業場の労働者の健康管理は不十分。また、事業者の行うメンタルヘルス対策や化学物質等の有害要因への対策など総合的な支援が十分でない。
- 三事業のそれぞれの違いが利用者から見てわかりにくい。各事業が独立し、総合的な支援が提供できていない。
- 地域産業保健事業及びメンタルヘルス対策支援事業は単年度ごとに調達を行っているため、事業運営が不安定であり、専門的な人材の確保が困難となっている。
- 産業保健推進センターの体制の縮小により、事業実施機能が低下し、真に必要な研修・相談ができていないほか、医師会等関係機関との連携に支障をきたしている。

2 今後の方向性

- 三事業を一元化して、心とからだの一元的相談などを、ワンストップサービスとして支援を提供すべきである。また、一元化後の事業は独立行政法人労働者健康福祉機構が実施主体となり、医師会が専門性を生かして積極的に関与して事業を実施する体制とするべきである。
- 単年度の事業実施方式を改め、安定的・継続的に実施して、必要な人材の確保ができる方式にするべきである。
- 事業の管理部門について効率化しつつ、各都道府県に事業実施の拠点を設置して、必要な人員・機能を確保すべきである。また、地域の小規模事業場が利用しやすい事業とするため、地域の区域ごとに活動拠点を設置し、ワンストップサービスを提供するべきである。

産業保健三事業の一元化のイメージ

<現行>

産業保健推進センター(連絡事務所)
(平成24年度末までに15の都道府県に集約化)

<47都道府県で
労働者健康福祉機構が実施>

地域産業保健事業

<国からの単年度ごとの委託により
39都道府県で都道府県医師会、
8府県で労働者健康福祉機構が実施
それぞれ郡市区医師会が協力>

メンタルヘルス対策支援事業

<国からの単年度ごとの委託により
47都道府県で労働者健康福祉機構が実施
>

- ・各事業の違いがわかりにくい
- ・単年度事業は事業運営が不安定であり、専門的な人材の確保が困難

<一元化後>

(新たな産業保健事業)

<47都道府県で労働者健康福祉機構が実施
医師会が専門性を生かして積極的に関与>

(三事業の一元化及び実施体制等)

○ 三事業を一元化して運営し、心とからだの健康対策の一元的相談等、ワンストップサービスとして総合的な支援を提供。

○ 単年度ごとの事業実施方式を改め、安定的・継続的な事業実施により、事業推進に必要な人材を確保。

○ 都道府県及び地域の区域ごとに活動の拠点を設置し、地域の小規模事業場を支援。

(新たな事業における支援の対象、範囲、内容)

○ 小規模事業場に対する支援は、総合的な労働衛生対策を進めるための支援とし、可能な限り実際に事業場を訪問して実施。

○ 中小企業の小規模事業場を、大企業の事業場より優先して支援の対象とするほか、継続した支援を求める事業者に対しては、適切な団体や専門家を紹介。

○ 労働基準行政機関や事業者団体等とも連携して、事業の周知に努める。

産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会報告書 概要

1 産業保健の現状

- 労働者数50人未満の小規模事業場は、労働衛生管理体制が貧弱であり、労働者の健康管理が十分でない等多くの課題がある。
- メンタルヘルスはもとより、その他の疾病、障害についても、予防、早期発見に加えて職場復帰、治療と職業生活の両立支援へのニーズが高まっている。

2 産業保健を支援する事業の概要

- 国は、事業者の産業保健活動を支援するため、三事業（産業保健推進センター、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業）により、産業医等の産業保健専門職に対する専門的研修・相談、小規模事業場を対象にした健康相談、職場におけるメンタルヘルス対策の総合的支援等を実施している。

3 産業保健を支援する事業の課題

- 三事業は、事業場規模やニーズの内容によって対応する事業が分かれているために、各事業の違いが利用者から見て分かりにくく、全体として総合的な支援を効果的・効率的に実施する体制となっていない。
- 地域産業保健事業及びメンタルヘルス対策支援事業は、国が委託して実施する単年度ごとの事業のため、事業運営が不安定であり、継続性が確保できない。そのため必要な人材の確保も困難となっている
- 三事業は、ここ数年、さまざまな変更が十分な周知・準備期間もないまま行われ、事業の現場においてさまざまな混乱が生じ、事業推進に対する産業医等関係者の意欲が低下している。
- 産業保健推進センターは、集約化による体制の縮小により、実質的な事業実施機能が低下し、真に必要な研修・相談ができていない。また、医師会等関係機関との連携に支障をきたしている。
- 地域産業保健事業の主な受託者である医師会は、経理事務や関係機関との連絡調整等が大きな負担となっており、本来の目的に十分力を注ぐことが出来ていない。
- 小規模事業場は、労働者の健康管理が不十分であり支援を強化する必要があるが、現行の地域産業保健事業は、周知が十分でなく、また、限定的な支援内容となっており、有害要因への総合的な対策の支援が十分できていない。事業の対象や範囲についても精査する必要がある。

○地域産業保健事業における保健師の活動は、地域により格差が大きいことから、活動を充実し改善を図る必要がある。

4 支援の在り方

○三事業の一元化及び実施体制等

- ・三事業を一元化して運営し、心とからだの健康対策の一元的相談等、ワンストップサービスとして総合的な支援が提供できるようにするとともに、単年度ごとの事業実施方式を改め、安定的、継続的に実施できる方式にするべきである。
- ・一元化後の事業は、独立行政法人労働者健康福祉機構を実施主体とし、医師会が専門性を生かして積極的に事業に関与して実施する体制とするべきである。
- ・新たな事業の組織及び体制は、管理部門を効率的な体制としつつ、都道府県の拠点を設置し、必要十分な人員体制及び機能を確保するとともに、地域の活動の拠点を設置し、ワンストップサービスを提供できる体制とするべきである。
- ・新たな事業には定期的な研修を受けた産業医が積極的に関わるとともに、都道府県拠点及び地域拠点に、産業保健の十分な経験を有する保健師の配置を促進することが望まれる。

○新たな事業における支援の対象、範囲、内容

- ・小規模事業場に対する支援においては、総合的な労働衛生対策を進めるため、可能な限り実際に事業場を訪問して実施することが適当である。
- ・一次予防から三次予防までの総合的支援のため、職場復帰支援、治療と職業生活の両立支援にも積極的に取り組むべきである。
- ・中小企業の小規模事業場を優先的に支援対象とするとともに、支援の対象や範囲について見直すことが必要であり、事業としての優先順位が低いと考えられる場合には、事業者にも一定の負担を求める等、適切な実施のあり方とするべきである。
- ・継続した支援を求める事業者に対しては、適切な団体や専門家を紹介することが適当であり、地区ごとにそのような団体や専門家に関する情報を集約することが望ましい。
- ・労働基準行政機関や事業者団体等とも連携して事業の周知に努めるとともに、地域の自治体や保健関係機関とのネットワークを積極的に構築するべきである。

○事業の評価

- ・事業成果の指標には、事業場における総合的な労働衛生管理の実施状況を取り入れていくことが望ましい。